

北海道営住宅消防用設備等保守点検業務実施要領

道営住宅に設置されている消防用設備等の保守点検業務の実施に当たっては、法令及び契約に定めるもののほか、この要領によるものとする。

記

1 対象とする消防用設備等

この契約の対象とする消防用設備等は、別表に掲げる消防用設備等及びそれに付随する機器等とする。

2 委託業務の内容

(1) 総合点検業務

消防用設備等の種類	実施回数	実施時期
屋内消火栓設備	年 1 回	1 1 月
自動火災報知設備		
非常警報器具及び設備		
避難器具		

(2) 機器点検業務

消防用設備等の種類	実施回数	実施時期
消火器具	年 2 回	5 月・1 1 月
誘導灯		
非常用コンセント設備		
屋内消火栓設備		
自動火災報知設備		
非常警報器具及び設備		
避難器具		
連結送水管設備		

(3) 連結送水管耐圧性能試験

実施回数 年 1 回

実施時期 契約から 9 月末まで

3 点検事項

消防用設備等の総合点検及び外観・機能点検については、平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式」、昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 1 4 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（以下「消防庁告示等」という。）に基づき実施するものとする。

4 委託業務の実施

委託業務を実施する際には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 消防用設備等の保守点検作業については、消防用設備等の機能を正常に維持するよう消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）及び消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 条）（以下「法令等」という。）に基づき、又は準じて行うこと。

- (2) 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、法令等で定める資格を有する者が行うこと。
- (3) 消防用設備等に故障又は異常を発見したときは、速やかに改善の措置を講じること。
- (4) 消防用設備等の保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該消防用設備が設置されている道営住宅の管理人に通知すること。
- 5 帳簿の整備
受託者は、委託業務の処理結果を記載した帳簿を備え、記録して保存するものとする。
- 6 委託業務の結果報告
委託業務を実施したときは、その結果を消防庁告示等に基づく様式により、その都度、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に報告すること。
なお、当該報告書を提出するときは、住宅管理人から実施したことを確認した証明印を受けらること。
- 7 その他
修理及び付属品の取替え等の必要がある場合は、総合振興局長等に見積書を提出し、その承認を得た後、修理等を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月27日から適用する。

委 託 契 約 書

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、別表に掲げる道営住宅に設置された消防用設備及びそれに付随する機器（以下「消防設備等」という。）に係る保守業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とし、関係法令及び別紙北海道営住宅消防用設備等保守点検業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

（1）総合点検（点検結果に基づく調整等を含む。）

（2）機器点検（点検結果に基づく調整等を含む。）

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料の内訳は、次のとおりとする。

（1）総合点検 金 円

（2）機器点検 金 円（1回 円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 円とする。

[契約保証金は、免除する。]

（注）[] 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について、必要な連絡等に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が委託業務の処理上著しく不相当と認めら

れるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(定期点検)

第11条 乙は、前条に定める業務を次の基準により実施するものとする。

(1) 総合点検は、11月に行うこと。

(2) 機器点検は、5月、11月に行うこと。

2 乙は、前項の点検時期には、この契約の対象となる設備等の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該設備等の点検及び調整を行わなければならない。

(甲の請求による点検等)

第12条 乙は、第2条に規定する定期点検以外の場合であっても、甲が機器に異常を認めてその点検及び調整を乙に請求したときは、遅滞なく、処理しなければならない。

(機器の修繕)

第13条 乙は、第2条及び前条に規定する点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲にその見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(保守点検結果等の報告)

第14条 乙は、第2条に規定する委託業務並びに第12条及び第13条に規定する点検、修繕等を実施したときは、その結果を要領に定める様式により甲に報告し、その確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、第2条各号に規定する点検を終了の都度、甲に対し、委託料の支払いを請求することができるものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、北海道 総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第16条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という)を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規

定により確定したとき。

- (2) 乙が独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項に規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第 49 条第 7 項、第 50 条第 5 項若しくは第 52 条第 5 項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第 17 条 第 16 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、この契約に関し乙が納付した契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

〔第 16 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

- 2 第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責に帰すべき理由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
- 第17条の2 乙は、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
(事故発生時の対応等)
- 第18条 乙は、委託業務の処理に際し、事故又は異常を発見したときは、直ちに是正措置を講ずるとともに、速やかに甲に報告するものとする。
(相殺)
- 第19条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。
(秘密の保持)
- 第20条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(管轄裁判所)
- 第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
(契約に定めない事項)
- 第22条 この契約に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道
総合振興局又は振興局長 印

住 所
乙 氏 名 印

附 則

この契約書は、平成22年7月27日から適用する。